

## 必要な手続き・書類の提出

### 出生届

赤ちゃんの名前を決めて、2週間以内に役所に提出してください（県外在住の方も、佐世保市役所でできます）。出生届は病棟で準備しています。退院時にお渡ししますが、入院中に必要な方はスタッフに声を掛けてください。

※出生届を持参される場合（自治体オリジナルのデザイン、業者デザインのものなど）は、必ず入院時にお渡しください。出産後はお受けできません。

### 乳幼児福祉医療

乳幼児福祉医療とは、医療機関の窓口で支払った乳幼児の治療費の一部負担金が申請することによって、払い戻される制度です。

詳しくは、お住まいの市町村役場にお尋ねください。

### 出産手当金

健康保険の加入者本人が、出産のため仕事を休むことにより給与が支払われなかった期間について、生活費を保証するために出産手当金が支給されます。

詳しくは、お勤めの事業主にお尋ねください。

#### 手続き

医師の証明が必要ですので、各事業主の証明書などをご持参ください。1階の医療連携室書類預かり窓口で受け付けいたします（平日 8:30～17:30）。

### 診断書、 保険などの書類

医師の証明が必要ですので、所定の様式がある場合はご持参の上、1階の医療連携室書類預かり窓口で受け付けいたします（平日 8:30～17:30）。